児童生徒転出入時の手続き　【転出の場合】

（三朝町→三朝町、　三朝町→他市町村）

引越しすることになりました。

＊小学校のみ

同じ校区内で引越しをする場合

三朝町内の他の校区に引越しをする場合

三朝町外に引越しをする場合

転校することをなるべく早く学校に連絡してください。
※　給食停止及び精算、学年費･ＰＴＡ会費等の精算手続きを行います。

最終登校日までに、学校から次のものをお受け取りください。
①　「在学証明書」
②　「教科書給与証明書」
※　事前に学校に来られる日をお知らせください。

三朝町役場町民課の窓口で、住民異動（転居）の届出をしてください。

三朝町役場町民課の窓口で住民異動（転出）の手続きをしてください。

三朝町教育委員会へ行き、町内で転校することをお知らせください。

転出先の市町村役場で住民異動（転出）の手続きをしてください。手続きの詳細は、各市町村で案内があります。

同じ校区内で引越しをしたことを学校にお知らせください。

転学先の学校へ行き、①、②の書類を提出してください。
※　転学先の学校へ行かれる日を、事前に電話連絡されることをおすすめします。

以上で転校手続きは終了です。
早く新しい学校、地域に慣れられることを願っています。